

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>略 （第1面）</p> <p>略 （第2面）</p>	<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>略 （第1面）</p> <p>略 （第2面）</p>

(第3面)

循環 環	再使用又は再生利用の場合 再生品	種類	
		性状	
		1年当たりの最大製造量	/年
	再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		
再生品の利用又は取引の見込み			
利 用 計 画	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	
		種類	
		性状	
		1年当たりの最大発生量	/年
	処分方法		
当該循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先			
事業開始予定期日	年月日		
参考事項			

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(第3面)

循環 環	再使用又は再生利用の場合 再生品	種類	
		性状	
		1年当たりの最大製造量	/年
	再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		
再生品の利用又は取引の見込み			
利 用 計 画	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	
		種類	
		性状	
		1年当たりの最大発生量	/年
	処分方法		
当該循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先			
事業開始予定期日	年月日		
参考事項			

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第6条関係）

(第1面)

略

(第2面)

略

(第3面)

変更事項		変更前	変更後
循環利用計画の場合は、再生利用の場所	再生品	種類	
	性状		
	1年当たりの最大製造量	/年	/年
	再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		
再生品の利用又は取引の見込み			
の変更の内容	一般的な名称		
	種類		
	性状		
	1年当たりの最大発生量	/年	/年
	処分方法		
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先			
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
参考事項			

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第6条関係）

(第1面)

略

(第2面)

略

(第3面)

変更事項		変更前	変更後
循環利用計画の場合は、再生利用の場所	再生品	種類	
	性状		
	1年当たりの最大製造量	/年	/年
	再生品の性状に適合する日本産業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		
再生品の利用又は取引の見込み			
の変更の内容	一般的な名称		
	種類		
	性状		
	1年当たりの最大発生量	/年	/年
	処分方法		
循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名及び連絡先			
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			
参考事項			

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第12条関係）

(表面)

略

(裏面)

県 内 搬 入 計 画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	
	放射性物質及びこれによつて汚染された物の搬入	有・無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	
	搬入開始予定年月日	年　月　日
参考事項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第12条関係）

(表面)

略

(裏面)

県 内 搬 入 計 画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	
	放射性物質及びこれによつて汚染された物の搬入	有・無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	
	搬入開始予定年月日	年　月　日
参考事項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第16条関係）

(表面)

略

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	
	放射性物質及びこれによつて汚染された物の搬入	有・無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	
変更予定年月日	年月日	
変更の理由		
参考事項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第16条関係）

(表面)

略

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	
	放射性物質及びこれによつて汚染された物の搬入	有・無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	
変更予定年月日	年月日	
変更の理由		
参考事項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。